

一般社団法人 尼崎家守舎 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 尼崎家守舎と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、商店街のにぎわいづくりや自分らしい暮らしができる住まいづくりにつながるリノベーションまちづくりを推進するため、遊休不動産活用の事業企画立案や不動産マッチングを行うなど、所有者と利用者の双方を支援し、遊休不動産を再生することで、まちの価値を守り、育て、高めていくことを目的とし、次の事業を行う。

1 空き家、空き地利活用事業

2 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申し出は、1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由がある時は、いつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退社したとき

(2) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき

(3) 除名されたとき

(4) 総社員の同意があったとき

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき等除名すべき正当な理由があるときは、社員

総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(社員総会の権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任及び解任
- (3) 理事の報酬の額又はその基準
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 残余財産の帰属先
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備えおく。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1 名以上

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 監事1名

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要がある時は、社員以外のものから選任することを妨げない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第19条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から10月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第22条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第23条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第24条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和4年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 相馬 美津子

設立時理事 小濱 賢二郎

設立時代表理事 相馬 美津子

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

兵庫県尼崎市東園田町6丁目114番地の5

設立時社員 相馬 美津子

兵庫県尼崎市杭瀬本町2丁目16番17号

設立時社員 小濱 賢二郎

第28条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令によるものとする。

(事業年度変更にかかる経過措置)

第29条 第21条(事業年度)の規定にかかわらず、第2期事業年度は2022年7月1日から2022年10月31日までの4か月とする。なお、本条は、第2期終了後、これを削除する。

令和3年7月7日制定

令和4年9月17日改正

令和4年10月21日改正